

令和2年10月20日

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 難波 喬司 様

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護

リニア中央新幹線静岡工区における環境影響評価に係る関係資料の公開について（回答）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴県から令和2年10月9日付「リニア中央新幹線静岡工区における環境影響評価に係る関係資料の公開について」（以下、「貴県書面」という。）を頂戴しましたが、弊社の考え方につきましては、貴県に差し上げた同月7日付「リニア中央新幹線静岡工区における環境影響評価に係る関係資料の公開について（回答）」で述べたところです。

環境影響評価に係る一連の資料については、貴県及び静岡市にご送付の上、現在に至るまで、弊社ホームページにて公開しているとともに、環境保全事務所においてご覧いただけるようにしています。

一方、貴県書面にご記載の「静岡工区における環境影響評価に係る関係資料」の指すものが必ずしも明らかではありませんが、環境影響評価に係る関係資料については、一般に専門性が高いため、専門知識を有する関係者による分析・議論を踏まえずに単に公開をすれば、大井川流域の皆様への不安解消には繋がらず、むしろ不安を与えてしまう結果になりかねないと考えています。

弊社としましても、貴県書面にご記載のとおり「適切な情報が流域の方々に届くようにすることが大切である」と考えており、そのためには、国土交通省が「水資源に関する大井川流域市町等の方々の懸念を払拭するため」に科学的・工学的な検証を行う場として設置した「リニア中央新幹線静岡工区有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）において、大井川流域の皆様の不安を解消していくことが相応しいと考えております。弊社は、貴県の専門部会からも2名の委員が参加されている有識者会議において、自ら用意した資料に加えて、委員の皆様からご要請をいただいた資料についても、お示ししながら丁寧にご説明していく考えであります。

大井川流域の皆様への不安を解消したいとの思いは、貴県と同様に弊社も強く有しているところです。貴県には平成30年10月から8か月間、環境影響評価に係る関係資料をお貸ししておりました。その中で弊社が大井川流域の皆様にご説明することが適切であるとお考えの事柄について、ご教示をいただきたいと存じます。

以上